

## ファミリー・サポート・センターくるめ会則

(名称)

第1条 本会は、ファミリー・サポート・センターくるめ（以下「センター」という。）という。

(事務局)

第2条 センターは、〒830-0033 久留米市天神町8番地 リベール5階 子育て交流プラザ内に置く。

(センターの目的)

第3条 このセンターは、地域において育児の援助を行いたい者（以下「みまもり会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）が行う会員制の相互援助活動（以下「援助活動」という。）をとおして、子育てを行なっている家庭が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するとともに、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録、会員の組織化に関すること。
- (2) 会員の援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員に対する講習会および会員相互の交流会等の開催に関すること。
- (4) 会員及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 広報活動に関すること。
- (6) その他センターの設置目的達成のために必要なこと。

(会員の要件)

第5条 この会則に基づき、援助活動を行なおうとする者は、センターの設置目的を理解し、みまもり会員又はおねがい会員のそれぞれに定める要件を具備し、そのいずれかの会員として入会しなければならない。

2 みまもり会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 久留米市、うきは市、大木町、大刀洗町に居住する者
- (2) 積極的に活動できる18歳以上の者
- (3) センターが実施する講習会又は同等の講習会を受講した者

3 おねがい会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 久留米市、うきは市、大木町、大刀洗町に居住する者又は同地域の事業所などに勤務する者
- (2) 生後3か月以上の乳幼児もしくは小学生（以下（子ども）という。）を現に育児している者
- (3) センターが実施する講習会又は同等の講習会を受講した者

4 どっちも会員は、前2項の要件を満たし、みまもり会員及びおねがい会員のいずれ

にも登録した者とする。

(入会等)

第6条 センターの会員となるための入会手続きは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) みまもり会員として入会しようとする者はみまもり会員申請書(第1号様式)を、おねがい会員として入会しようとする者はおねがい会員申請書(第2号様式)及びおねがいシート(お子様情報)(第3号様式)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(2) センターは第5条に基づき承認した者を会員として登録するとともに、その会員に対して、会員証(第4号様式。以下「会員証」という。)を発行するものとする。

2 会員は、会員登録の内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員の退会手続きは次のとおりとする。

(1) 会員が第5条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は会員として適さないと認められたときは、センターは、その会員を退会させるものとする。

(2) 会員は、退会したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(保険)

第8条 会員は、援助活動中の事故に備え安心して活動を行うため、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する保険料はセンターが負担する。

(会員の責務等)

第9条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) センターの設置目的を理解し、誠実に援助活動を行うものとする。

(2) 援助活動により知り得た他の会員の個人情報などを他人に漏らしてはならない。退会後も同様とする。

(3) 援助活動を利用して、物品の販売や斡旋、宗教活動、政治活動などを行ってはならない。

(4) 決定した援助活動の内容以外の援助を求め、あるいは実施してはならない。

(5) 援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに届け出ること。

(6) その他センターの支援事業の目的に反した行為を行ってはならない。

2 みまもり会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助活動中は、子どもの安全確保に努めるとともに、子どもの状況を常に把握し、異常を認めたときは適切な処置を講じなければならない。

(2) 援助活動中は、常に会員証を携帯し、求めに応じて会員証を提示しなければならない。

(3) 複数の会員に対して同時間帯に重複した援助活動を行ってはならない。

(アドバイザー)

第10条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーの職務は次のとおりとする。

- (1) センター事業の周知、啓発に関する事。
- (2) 会員の募集、登録、会員の組織化に関する事。
- (3) サブ・リーダーの育成及び指導に関する事。
- (4) 会員の援助活動の調整に関する事。
- (5) 会員に対する講習会及び会員の交流会の開催に関する事。
- (6) 会員間に生じた問題への解決又は助言に関する事。
- (7) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (8) その他センターの運営について必要な事項に関する事。

3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(サブ・リーダー)

第11条 センターは、この支援事業を円滑に運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループごとに、その世話を行うサブ・リーダーを置く。

2 サブ・リーダーは、会員の中からセンターが依頼する。

3 サブ・リーダーは、センターの支援事業に対する協力者として、アドバイザーの指示を受け、会員の援助活動の調整を行う。

(援助活動の内容)

第12条 会員が行う援助活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子どもの一時預かり
- (2) 保育所、幼稚園等への子どもの送迎
- (3) その他センターの支援事業の目的に適合する援助活動

2 子どもを預かる場合は、原則として依頼を受けたみまもり会員の家庭において行うものとする。ただし、子どもが病気の場合、その他やむを得ないと認められる場合は、会員相互の合意に基づき、依頼したおねがい会員の家庭で行うことができる。

(援助活動の実施等)

第13条 おねがい会員は、第12条第1項に規定する援助活動を依頼しようとするときは、センターに対して必要とする援助活動の内容を示し、みまもり会員の紹介を申し込むものとする。

2 センターは、前項の申し込みを受けたときは、援助依頼受付簿(第5様式)に記入するとともに、申し込みの内容に対応できるみまもり会員を選考し、その申し込みをしたおねがい会員に紹介するものとする。

3 援助活動は、みまもり会員、おねがい会員相互の主体的な合意と責任のもとに実施するものとする。

- 4 援助活動を実施したみまもり会員は、活動の実施後、援助活動報告書(第6号様式)を作成し、援助を依頼したおねがい会員の確認を受けなければならない。
- 5 援助活動を実施したみまもり会員は、前項に規定する援助活動報告書を月ごとにとりまとめ、速やかにセンターに提出するものとする。
- 6 自然災害時に警戒レベル4以上(避難指示発令)の際は援助活動を中止とする。

(報酬)

第14条 援助活動を依頼したおねがい会員は、その活動を実施したみまもり会員に対し、活動の終了後、その都度報酬及び実費を支払うものとする。

2 報酬の額は、次のとおりとする。

区分	報酬単価
基準活動日(月曜日～土曜日)の 基準活動時間(午前9時から午後6時)	1時間につき600円
上記以外の曜日及び時間ならびに特 定日 (8月13日から同月15日、12 月28日から1月4日)	1時間につき800円

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 1時間を超える場合、30分単位で、それぞれの報酬単価の半額とする。
- 3 同一世帯に属する複数の子どもを預かる場合は、2人以上から半額とする。
- 4 援助活動を取り消した場合の報酬は、次のとおりとする。
  - 前日までの取り消し 無料
  - 当日の取り消し 依頼されていた報酬額の半額
  - 無断取り消し 全額
- 5 自然災害時に援助活動を取り消した場合の報酬は、次のとおりとする。
  - 雨、台風、大雪で警戒レベル4以上(避難指示発令)の場合の当日の取り消し  
活動開始前にみまもり会員とセンターに連絡があった場合 無料
  - 活動開始前までに連絡がなかった場合 全額

附則

この会則は平成17年10月1日から施行する。

## ファミリー・サポート・センターくるめ自家用車使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会員が援助活動に自家用車を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(自家用車使用の制限)

第2条 会員はこの規程に規定するところによらなければ、自家用車を援助活動に使用することができない。

(対象援助活動)

第3条 ファミリー・サポート・センターくるめ(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる場合には、会員からの申請に基づき自家用車を援助活動に使用することを承認することができる。

(1) 送迎距離、公共交通の有無、依頼内容等を勘案し、当該援助活動に自家用車の使用が必要と認められる場合

(2) 援助活動を依頼するおねがい会員(どっちも会員を含む。以下「おねがい会員等」という。)と、依頼を受けるみまもり会員(どっちも会員を含む。以下「みまもり会員等」という。)が、子どもの安全確保策や交通事故等が発生した場合の対処方法等について、あらかじめ十分な協議を行っており、おねがい会員等からセンターに同意書(第1号様式)が提出された場合

(対象会員)

第4条 援助活動に自家用車を使用することができるみまもり会員等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす会員とする。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車免許を取得後1年を経過していること

(2) 過去1年間に道路交通法第6章第6節の規定による運転免許の取消しの処分を受けておらず、またはこれに相当する交通事故若しくは交通法規違反を起こしていないこと

(3) 心身の状況が傷病、過労その他運転に不適当な状態ではないこと

(対象自家用車)

第5条 援助活動に使用することができる自家用車は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) みまもり会員等またはその家族の所有(リース使用を含む)であること。

(2) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する強制保険に加入していること。

(3) 任意自動車保険契約（自動車共済を含む。）を締結しており、その契約内容が、対人補償額が無制限、かつ対物補償額が1,000万円以上であること。

(4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に規定する自動車検査証を備えていること。

（自家用車使用申請）

第6条 援助活動に自家用車を使用するみまもり会員等は、あらかじめ自家用車使用申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類の写しを添えてセンターに提出し、承認を受けなければならない。なお、承認事項に変更が生じた場合も同様とする。

(1) 運転免許証

(2) 自動車検査証及び自動車検査証記録事項

(3) 自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済の契約書

(4) 任意自動車保険の契約書

（みまもり会員等の義務）

第7条 みまもり会員等は、この規程、道路交通法、その他関係法令に従って自家用車を使用しなければならない。

2 みまもり会員等は援助活動中に関わらず、交通法規違反または交通事故を起こした場合、センターに報告しなければならない。

（事故報告）

第8条 みまもり会員等が自家用車の援助活動使用中に交通事故の当事者となったときは、道路交通法第72条第1項に規定する措置を講じるとともに、直ちにセンターに報告しなければならない。

（事故処理）

第9条 援助活動で使用を承認された自家用車が、援助活動使用中以外で起こした事故については、センターは一切の責任を負わない。

2 みまもり会員等が自家用車の援助活動使用中に交通事故の当事者となり、相手方及び第3者の損害を賠償する責任を負うときは、自家用車に付保した自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済及び任意自動車保険で処理するものとする。また当該保険に免責特約がある場合は、当該免責金額はみまもり会員等の負担とする。

（承認の取消し）

第10条 センターは次の各号のいずれかに該当する場合は、自家用車使用の承認を取り消すものとする。

(1) みまもり会員等が自家用車使用中止届（第3号様式）をセンターに届け出た場合

(2) みまもり会員等がこの規程に違反した場合

(3) その他の事情によりセンターが承認を不相当と認める場合

（費用の負担）

第11条 おねがい会員等は自家用車を使用する援助活動を依頼した場合、走行距離に

応じ、積算した額を実費として、みまもり会員等に支払うものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。